○総務省令第七十二号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十四日

総務大臣　川端　達夫

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

第一条第一項中「第三条第三項に規定する児童手当対象児童の数、児童手当引上対象児童数及び子ども手当負担対象の子どもの数並びに法第四条第三項」を「第三条第三項」に改め、「及び自動車取得税交付金減収見込額」を削り、同条第二項中「法第三条第六項に規定する児童手当対象児童の数、児童手当引上対象児童数及び子ども手当負担対象の子どもの数並びに法第四条第五項」を「法第三条第五項」に改め、「及び自動車取得税交付金減収見込額」を削る。

第二条中「算定する場合」の下に「及び地方特例交付金を交付する場合」を加える。

第四条を削る。

第五条の見出し中「減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第一項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に改め、「第五条の四の二」の下に「（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」を加え、同条第二項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に、「1.079991 3」を「1.055297 8」に改め、同条第三項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第四項中「第四条第五項」を「第三条第五項」に改め、「第五条の四の二」の下に「（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」を加え、同条第五項中「第四条第五項」を「第三条第五項」に、「減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該額から五百億円を同項の規定によって各市町村の自動車取得税交付金により按分した額を控除した額）」を削り、「1.0800116」を「1.0553009」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第四条第五項」を「第三条第五項」に、「減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該総額から五百億円を控除した額）」を削り、「第五項の算式」を「前項の算式」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条を第四条とする。

第六条中「児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に、「額に按分し」を「額に按（あん）分し」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「第六条第五項」を「第五条第四項」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第二項及び第三項中「第六条第三号」を「第五条第三号」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条を第七条とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第七十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十四日

総務大臣　川端　達夫

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号の表中「九、〇六三」を「四、三九五」に、「五、六六〇」を「二、八二一」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によって算定した基準財政需要額から同法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額を控除した額が同法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下同じ。）に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「補正指数」という。）に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二七三一を乗じて得た率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、一・〇〇〇九二五二を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）

イ　平成二十三年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ロ　平成二十二年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ハ　平成二十一年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ニ　平成二十年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ホ　平成十九年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第一条第一項第三号中「〇・一五六五」を「〇・一九五五」に、「〇・九九三九六〇六」を「一・〇〇七一四八六」に改め、同条第二項中「二兆七千六百三十四億円」を「三兆二千七百八十五億円」に改め、同条第三項中「一兆四千二百六十六億円」を「一兆八千八百三十二億円」に改める。

第二条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、「総務大臣が通知した率」の下に「を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、「〇・九九八〇一七六八」を「〇・九九九〇四五」に、「〇・九九二七九一三」を「一・〇〇〇六二七二」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、人口を補正した後の数値に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。